

議案第 56 号

亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正について

亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 8 月 28 日提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)
 第1条 亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年亀山市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 及び (2) [略] (3) 幼児 法第4条第1項第2号に規定する幼児のうち、満3歳に満たない者（法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号 <u>若しくは</u> 同条第12項第2号の規定に基づき保	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 及び (2) [略] (3) 幼児 法第4条第1項第2号に規定する幼児のうち、満3歳に満たない者（法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号 <u>又は</u> 同条第12項第2号の規定に基づき保育

育が必要と認められる児童又は同
条第10項第3号の規定に基づき
保育を必要とする児童であって満
3歳以上のものについて保育を行
う場合にあっては、当該満3歳以
上の児童を含む。)をいう。

(4)～(9) [略]

(保育所等との連携)

第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪
問型保育事業を行う者（以下「居宅
訪問型保育事業者」という。）を除
く。以下この条、次条第1項、第
14条第1項及び第2項、第15条
第1項、第2項及び第5項、第16
条並びに第17条第1項から第3項
までにおいて同じ。）は、利用乳幼
児に対する保育が適正かつ確実に
行われ、及び家庭的保育事業者等
による保育の提供の終了後も満3
歳以上の児童に対して必要な教育
（教育基本法（平成18年法律第120号）
第6条第1項に規定する法律に定め
る学校において行われる教育をいう。
以下この条において同じ。）又は保
育が継続的に提供されるよう、次に
掲げる事項（法第6条の3第10項
第3号に掲げる事業（以下「満3歳
以上限定小規模保育事業」という。）
を行う事業者（以下「満3歳以上限

が必要と認められる児童であって
満3歳以上のものについて保育を
行う場合にあっては、満3歳に満
たない者及び当該満3歳以上の児
童）をいう。

(4)～(9) [略]

(保育所等との連携)

第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪
問型保育事業を行う者（以下「居宅
訪問型保育事業者」という。）を除
く。以下この条、次条第1項、第
14条第1項及び第2項、第15条
第1項、第2項及び第5項、第16
条並びに第17条第1項から第3項
までにおいて同じ。）は、利用乳幼
児に対する保育が適正かつ確実に
行われ、及び家庭的保育事業者等
による保育の提供の終了後も満3
歳以上の児童に対して必要な教育
（教育基本法（平成18年法律第120号）
第6条第1項に規定する法律に定め
る学校において行われる教育をいう。
以下この条において同じ。）又は保
育が継続的に提供されるよう、次に
掲げる事項に係る連携協力を行う保
育所（子ども・子育て支援法（平成
24年法律第65号）第7条第4項
に規定する保育所をいう。）、幼稚

定小規模保育事業者』という。)に
あつては、第1号及び第2号に掲げ
る事項)に係る連携協力を行う保育
所(子ども・子育て支援法(平成
24年法律第65号)第7条第4項
に規定する保育所をいう。)、幼稚
園(同項に規定する幼稚園をいう。)
又は認定こども園(同項に規定する
認定こども園をいう。)(以下「連
携施設」という。)を適切に確保し
なければならない。

(1) 及び (2) [略]

(3) 当該家庭的保育事業者等
(満3歳以上限定小規模保育事業
者を除く。第6項及び第7項にお
いて同じ。)により保育の提供を
受けていた利用乳幼児(事業所内
保育事業の利用乳幼児にあつては、
第42条に規定するその他の乳児
又は幼児に限る。以下この号及び
第6項第1号において同じ。)を、
当該保育の提供の終了に際して、
当該利用乳幼児に係る保護者の希
望に基づき、引き続き当該連携施
設において受け入れて教育又は保
育を提供すること。

2～6 [略]

7 前項(第2号に該当する場合に限
る。)の場合において、家庭的保育

園(同項に規定する幼稚園をいう。)
又は認定こども園(同項に規定する
認定こども園をいう。)(以下「連
携施設」という。)を適切に確保し
なければならない。

(1) 及び (2) [略]

(3) 当該家庭的保育事業者等に
より保育の提供を受けていた利用
乳幼児(事業所内保育事業の利用
乳幼児にあつては、第42条に規
定するその他の乳児又は幼児に限
る。以下この号及び第6項第1号
において同じ。)を、当該保育の
提供の終了に際して、当該利用乳
幼児に係る保護者の希望に基づき、
引き続き当該連携施設において受
け入れて教育又は保育を提供する
こと。

2～6 [略]

7 前項(第2号に該当する場合に限
る。)の場合において、家庭的保育

事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

（1）及び（2）　　〔略〕

（児童対象性暴力等の防止）

第13条　家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定す

事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

（1）及び（2）　　〔略〕

第13条　削除

る犯罪事実確認をいう。)その他の
必要な措置を講じなければならない。

(家庭的保育事業所等内部の規程)

第18条 家庭的保育事業者等は、次
に掲げる事業の運営についての重要
事項に関する規程を定めておかなけ
ればならない。

(1)～(5) [略]

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの
利用定員(満3歳以上限定小規模
保育事業者にあつては、満3歳以
上の幼児の利用定員)

(7)～(11) [略]

第27条 小規模保育事業は、小規模
保育事業A型、小規模保育事業B型
(満3歳以上限定小規模保育事業を
除く。)及び小規模保育事業C型
(満3歳以上限定小規模保育事業を
除く。)とする。

(職員)

第29条 [略]

2 保育士の数は、次の各号に掲げる
区分に応じ、当該各号に定める数の
合計数に1を加えた数以上とする。

(1)及び(2) [略]

(3) 満3歳以上満4歳に満たな
い児童(法第6条の3第10項第
2号又は第3号の規定に基づき受

(家庭的保育事業所等内部の規程)

第18条 家庭的保育事業者等は、次
の各号に掲げる事業の運営について
の重要事項に関する規程を定めてお
かなければならない。

(1)～(5) [略]

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの
利用定員

(7)～(11) [略]

第27条 小規模保育事業は、小規模
保育事業A型、小規模保育事業B型
及び小規模保育事業C型とする。

(職員)

第29条 [略]

2 保育士の数は、次の各号に掲げる
区分に応じ、当該各号に定める数の
合計数に1を加えた数以上とする。

(1)及び(2) [略]

(3) 満3歳以上満4歳に満たな
い児童(法第6条の3第10項第
2号の規定に基づき受け入れる場

け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人

(4) [略]

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障がい児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障がい児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士

合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人

(4) [略]

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

[項を加える。]

等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（三重県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は三重県の区域に係る地域限定保育士をいい、附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（職員）

第31条 [略]

2 [略]

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

[項を加える。]

（職員）

第31条 [略]

2 [略]

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士（三重県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は三重県の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（利用定員）

第35条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項第1号の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

（居宅訪問型保育事業）

第37条 居宅訪問型保育事業者は、

[項を加える。]

[項を加える。]

（利用定員）

第35条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

（居宅訪問型保育事業）

第37条 居宅訪問型保育事業者は、

次に掲げる保育を提供するものとする。

(1) 障がい、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育

(2) ～ (4) [略]

(居宅訪問型保育連携施設)

第40条 居宅訪問型保育事業者は、第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、当該乳幼児の障がい、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。

（保育所型事業所内保育事業所の職員）

第44条 [略]

2 [略]

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算

次の各号に掲げる保育を提供するものとする。

(1) 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育

(2) ～ (4) [略]

(居宅訪問型保育連携施設)

第40条 居宅訪問型保育事業者は、第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。

（保育所型事業所内保育事業所の職員）

第44条 [略]

2 [略]

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。

[項を加える。]

定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（三重県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は三重県の区域に係る地域限定保育士をいい、附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（小規模型事業所内保育事業所の職員）

第47条 [略]

2 [略]

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所

[項を加える。]

（小規模型事業所内保育事業所の職員）

第47条 [略]

2 [略]

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所

内保育事業所に勤務する<u>看護師等</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 4 <u>第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（三重県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は三重県の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> 5 <u>前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> （準用） 第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。	内保育事業所に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 [項を加える。] [項を加える。] （準用） 第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。
---	---

この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。））」とあるのは「第47条第1項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者（第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。））」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。））」とする。

附 則

（連携施設に関する経過措置）

第3条 家庭的保育事業者等（満3歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除

この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。））」とあるのは「第47条第1項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者（第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。））」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第48条において準用する第4号において同じ。））」と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第48条において準用する次号」と読み替えるものとする。

附 則

（連携施設に関する経過措置）

第3条 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難で

く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士(三重県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は三重県の区域に係る地域限定保育士。以下この条において同じ。)の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加え

あって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士(三重県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は三重県の区域に係る地域限定保育士。以下この条において同じ。)の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると

て、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。 第9条 前2条の規定を適用するときは、<u>保育士（三重県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は三重県の区域に係る地域限定保育士をいい、第29条第3項若しくは第4項若しくは第44条第3項若しくは第4項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、前2条の規定の適用がないものとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定される保育士の数の3分の2以上、置かなければならない。</u>	市長が認める者を置かなければならない。 第9条 前2条の規定を適用するときは、<u>保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）又は地域限定保育士を、保育士又は地域限定保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。</u>
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

（亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年亀山市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1） 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2） 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

(経過措置)

2 保育士（三重県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（次項において「認定地方公共団体」という。）である場合には、保育士又は三重県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（次項において「地域限定保育士」という。））及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年3月31日までの間、この条例による改正後の亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「改正後条例」という。）第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「令和6年改正前条例」という。）第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定（満3歳以上満4歳に満たない児童

(経過措置)

2 保育士（三重県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（次項において「認定地方公共団体」という。）である場合には、保育士又は三重県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（次項において「地域限定保育士」という。））及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「令和6年改正前条例」という。）第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)

は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、令和6年改正前条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

4 第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和6年改正前条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定中「保育士」とあるのは、「保育士（三重県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は三重県の区域に係る地域限定保育

[項を加える。]

3 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和6年改正前条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定中「保育士」とあるのは、「保育士（三重県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は三重県の区域に係る地域限定保育士）」

士) 」とする。	とする。
備考 表中の [] の記載は注記である。	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定（第2条の改正規定、第6条の改正規定、第18条の改正規定、第27条の改正規定、第29条第2項第3号の改正規定、第35条の改正規定、第48条の改正規定、附則第3条の改正規定及び附則第6条の改正規定に限る。） 公布の日の翌日

(2) 第1条の規定（第13条の改正規定に限る。） 令和8年12月25日
(児童福祉法等の一部を改正する法律附則第3条第4項の条例で定める日)

2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第3条第4項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。